

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 5 日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた
所管事業者等に対する周知等について（依頼）

5月14日に開催された第34回新型コロナウイルス感染症対策本部において、改めて「基本的対処方針」が変更され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県を除く、39県について、緊急事態宣言が解除されました。

残された8都道府県はもとより、緊急事態措置の対象とならない39県においても、これまで実施してきたテレワーク、時差出勤等に引き続き取り組む必要があります。

また、「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を図るとともに、都道府県をまたぐ不要不急の移動は感染拡大防止の観点から可能な限り控えて頂くこととされています。

貴団体におかれましては、本内容について傘下企業に周知するとともに、緊急事態宣言が解除された地域の傘下企業におかれましても、引き続き感染拡大防止に向けた取組みを推進して頂けるよう、よろしくお願いいたします。

○国土交通省 HP ～新型コロナウイルス感染症への対応について～
https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html

（別添1）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月14日変

更)

(別添2) 第34回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言

(別添3) 第13回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣発言

(別添4) 専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年
5月14日)